

建設リサイクル法に基づく届出がオンラインでできます

深谷市 建設リサイクル法

検索 

本市への届出の対象となる建設工事は、建築基準法第 6 条第 1 項に掲げる 4 号建築物に関する下記の規模以上の解体と新築・増築工事のみとなります。それ以外の建設工事については熊谷建築安全センターへの届出となります。発注者が同一の工事箇所で同一の受注者と契約する場合は、全体の工事規模で判断します。（不明な場合は、お問合せください。）

- ・床面積の合計が 80 平方メートル以上の建築物の解体工事
- ・床面積の合計が 500 平方メートル以上の建築物の新築・増築工事

本市では以下の 3 つの方法にて届出を受け付けています。

- ① オンラインによる届出（届出書の内容を入力し、他の添付書類をアップロードしてください。）

[手続きの流れは裏面を参照してください。](#)

- ② メールによる届出（建築住宅課にメールしてください。）

件名「建設リサイクル法に基づく届出」とし、本市建築住宅課にメール
（kentiku@city.fukaya.saitama.jp）を送信してください。

添付書類（窓口での受付と同じ書類です。）

届出書、別表 1 又は別表 2、工程表、案内図、委任状及び設計図又は写真

- ③ 窓口での受付

※オンライン又はメールによる届出は 24 時間可能ですが、閉庁時又は開庁時間外に届出を行う場合は、次の開庁日が工事着手 7 日前になるように手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】

深谷市都市整備部建築住宅課建築指導係

電話：代表 048-571-1211（内線 3555）

E-mail:kentiku@city.fukaya.saitama.jp

オンライン手続きの流れ

① 深谷市ホームページから「建設リサイクル法関係」のページに進む

深谷市 建設リサイクル法

検索

③ Google、LINE アカウントからログイン、Graffer アカウントを作成しログインし申請又はメールアドレスによる認証により申請を開始

建設リサイクル法に基づく届出（深谷市では4号建築物のみ受付）

深谷市の「建設リサイクル法に基づく届出（深谷市では4号建築物のみ受付）」のネット申請ページです。

建設リサイクル法に基づく届出（深谷市では4号建築物のみ受付）とは詳細は「制度詳細についてはこちら」を確認してください。申請者の情報は発注者の種別により選択します。

制度詳細については [こちら](#)

ログインして申請に進む

ログインしていただく、申請の一時的保存ができるようになります。

メールを認証して申請に進む

④ 必要事項を入力・添付書類を登録する。「次に進む」をクリックし、修正が無ければ「この内容で申請する」をクリック

工程の概要添付書類 [編集する](#)

工程表.pdf [ファイルを確認する](#)

工事着手予定日から工事完了予定日の範囲を選択してください。 [編集する](#)

2022-01-28~2022-02-18

その他の添付書類 [編集する](#)

添付書類一式.pdf [ファイルを確認する](#)

届出についてチェックをしてください。 [編集する](#)

届出は4号建築物であることを確認しました。

工事着手日の7日前までの届出であることを確認しました。

別表1又は別表2を添付しました。

工程の概要を記入又は工程表を添付しました。

案内図を添付しました。

委任状を添付しました。（委任をしていない場合は添付不要です。）

設計図又は明瞭な写真（全景写真又は平面図・立面図・配置図等）を添付しました。

写真はインターネット等からの転載ではありません。

この内容で申請する

② 「建設リサイクル法に基づく届出電子申請」をクリック

届出のしくみと内容

対象建設工事の発注者は以下の書類をそろえ、申請書の提出までに工事場所を管轄する市の環境住宅課または熊谷建設安全センターへ届出が必要で、「建設リサイクル法に基づく届出電子申請」

- 届出書
- 別表
- 案内図
- 設計図または現地写真
- 工程表
- 委任状（発注者自ら届出書を提出する場合は、委任状は不要です。）

以上の書類を正副2部ご提出頂き、副本を返却いたします。副本は正本のコピーで構いません。また、届出に当たっての手数料は必要ありません。届出の各種様式等は、埼玉県と共通のものを使用しており、埼玉県ホームページからでもダウンロードできます。なお、平成31年1月1日より、別表1及び別表2が変更（換付物表にフロン類使用機種の追加）になりました。届出の際は必ず最新の様式を使用してください。

⑤ 受付完了メールを登録頂いたメールアドレスに送付します

申請内容を市の職員が確認し、不備が無ければ「届出受理通知」メールが届きます

メールの案内に沿って、交付物の「受領書・届出済みシール」印刷用ファイルをダウンロードしてください

「受領書・届出済みシール」を印刷して、工事現場に掲示する「建設業許可標」等に貼り付けてください

受領書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出書を受領しました。

- 1 受付日 令和4年2月2日
- 2 受付番号 第301号
- 3 発注者氏名 深谷 本部
- 4 工事の場所 深谷市仲町11-1

【お問い合わせ先】

深谷市都市整備部建築住宅課建築指導係
電話：代表 048-571-1211（内線 3555）
E-mail: kentiku@city.fukaya.saitama.jp

届出済みシール（印刷用）

届出済みシール（印刷用）を切り取り、届出済みであることを明確にするため、工事現場に掲げる欄の空白又は文字を隠さない場所に貼付けてください。

建設業者によっては建設業法第40条、解体工事業者においては建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条により義務付けられており、違反に対してはそれぞれ罰則（十万円以下の過料）が定められています。

切り取り線

届出済みシール（印刷用）

建設リサイクル法届出済
受付日 令和4年2月2日
受付番号 第301号
発注者氏名 深谷 本部

見本